



## 在南アフリカ共和国日本国大使館

Embassy of Japan in South Africa

\*南ア政府からの情報は予告なく変更される場合がありますので最新の情報入手に努めてください。

南ア、エスワティニ、レソトにお住まいの皆様及び旅行者の皆様へ

### 【タイトル】

新型コロナウイルス情報（南アフリカでの出入国関連）2021/01/12 現在

### 【ポイント】

●南ア政府は、ロックダウン警戒レベル1に引き下げ（昨年9月21日から）、昨年11月12日から全ての国からの渡航を許可しましたが、12月29日からロックダウンを「調整された警戒レベル3」に引き上げ、1月11日に一部改正しました。なお、国家的災害事態は延長されています。

この同警戒レベル3において、現時点においては、出入国や州間移動は禁止されていませんが、（感染）ホットスポットが拡大され、ホットスポットへの立ち入りは明確な規制はないものの推奨しないとしています。

●1月11日、南ア政府は、ロックダウン警戒レベル3の官報を改正し、陸路国境を一部例外を除き、2月15日まで閉鎖しました。また、夜間外出禁止令時間帯変更（午後9時から午前5時までに緩和）及び6歳未満の子供のマスク着用義務の除外等が発表されています。

●昨年12月18日（金）、ムキゼ保健大臣が国内の専門家チームによる新型コロナウイルスの変異株“501.V2 Variant”同定を発表したことに伴い、一部の国では自国と南アとの間の国際線乗り入れを一時的に禁止していますので、南アを空路で出入国することを予定されている方は航空会社に運航状況を確認してください。

●国際線が利用できる国際空港は、OR タンボ（ヨハネスブルグ）、ケープタウン、キング・シャカ（ダーバン）のみです。なお、南ア国内線も運航しています。現在のOR タンボ国際空港、ケープタウン国際空港等では、乗客以外の空港敷地内の出入りが可能となっています。

●南ア入国に際しては、出発前72時間以内のPCR検査の陰性証明携行が必要です。今次の官報改訂により5歳未満の子供はPCR検査の陰性証明書携行は免除となりました。

また、南ア政府は、昨年12月17日から試験的にウェブサイト上で健康質問票を旅行2日前から登録できるようCovid SA travel systemの運用を開始しています（紙ベースでの運用も引き続き有効）。海外旅行保険の加入も推奨されています。書類の確認は、出発地空港での航空会社チェックイン時及び入国時等に行われますので、事前に航空会社に確認してください。

<https://sa-covid-19-travel.info/>（健康質問票リンク）

●12月25日、日本政府は、南アに対する新たな水際対策措置を決定しました（帰国する日本人の方は、新たに出国前72時間以内の検査証明を求められる等）。

新たな水際対策措置の内容（広域情報リンク）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pwideareaspecificinfo\\_2020C089.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pwideareaspecificinfo_2020C089.html)

●日本の経済産業省は厚生労働省と連携し「海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）」の運用を開始しています。

<https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/top.html>

●事態は刻々と変化しますので、最新情報の入手に努めてください。

\*前回領事メールからの変更部分に下線をしました。（本領事メールはテキストのみのため下線が反映されていませんが、当館ウェブサイトの下線を付したバージョンを掲載しています。）

[https://www.za.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/covid19.html](https://www.za.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid19.html)

\*トップ頁安全情報を参照してください。

### 【本文】

1 南ア政府は、ロックダウン警戒レベル1への引き下げ（9月21日から）を行い、11月12日から全ての国からの渡航を許可しましたが、感染第二波に伴い、昨年12月29日から同警戒レベルを「調整された警戒レベル3」に再度引き上げ、1月11日の一部規制改正により、陸路国境のみ2月15日まで一部例外を除き閉鎖されています（引き続き空路での航空機の離発着は可能です）。また、国家的災害事態をさらに延長し、引き続きロックダウン規制が実施されています。



## 在南アフリカ共和国日本国大使館

Embassy of Japan in South Africa

\*南ア政府からの情報は予告なく変更される場合がありますので最新の情報入手に努めてください。

昨年12月18日(金)、ムキゼ保健大臣が国内の専門家チームの新型コロナウイルスの変異株“501.V2 Variant”同定を発表したことに伴い、一部の国では自国と南アとの間の国際線乗り入れを一時的に禁止していますので、南アを空路で出入国することを予定されている方は航空会社に運航状況を確認してください。

南ア政府は、ロックダウン警戒レベル1に引き下げ(9月21日から)、11月12日から全ての国からの渡航を許可しましたが、12月29日からロックダウンを「調整された警戒レベル3」に引き上げました。なお、国家的災害事態は延長されています。

なお、この同警戒レベル3において、現時点においては、出入国や州間移動は禁止されていませんが、(感染)ホットスポットが拡大され、ホットスポットへの立ち入りは明確な規制はないものの推奨しないとしています。また、1月11日から陸路国境は一部例外を除き、閉鎖されています。

### 2 南アへの入国(感染危険情報を確認してください)

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspotazardinfo\\_122.html#ad-image-0](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspotazardinfo_122.html#ad-image-0)

(1) 南アへの入国に際しては、出発前72時間以内のPCR検査の陰性証明携行が必要となり、この証明書は認定されている検査所で発行され、かつ検査を実施した医師名と署名が必要とされています。現時点では、南ア当局は、抗体検査では不可としております。

また、今次官報の改訂により、5歳未満の子供のPCR検査の陰性証明書携行が免除となりました。

なお、日本の経済産業省は厚生労働省と連携し「海外渡航者新型コロナウイルス検査センター(TeCOT)」の運用を開始しています。

<https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/top.html>

(2) 日本から出発する際に、日本の空港の航空会社チェックイン時に、必要書類(PCR検査陰性証明書、要すれば、健康質問票の登録、ホテルや住居情報、海外旅行保険、ホテル隔離の場合の資金(銀行残高等)、南アの新型コロナアラートアプリのダウンロード等)を厳格に求められる場合がありますので、事前に航空会社に確認してください。

なお、健康質問票は、12月17日から試験的に運用が開始されていますが、紙ベースでの提出でも可能です。

<https://sa-covid-19-travel.info/>

(3) 南アに到着すると、検疫のためのスクリーニングが行われ、症状があるか否かを確認します。スクリーニング(検温等)の際には当局の指示に従ってください。

渡航者が自主的隔離を行わねばならない場合に備え、宿舎の予約証明・住所等を提示を求められる場合があります(当面の宿舎の予約書・住所(住居契約書)写し)等をご用意しておくことをお勧めします)。これまで入国された方によれば南ア当局はPCR陰性証明を提出し、症状がなければ自己隔離は指示されていないとのことです。気になる方はスクリーニングの際に、自主的な隔離が必要かどうかを当局に確認してください。

(4) 仮にスクリーニングで症状が確認された場合には、強制的にCOVID-19検査の実施を求められ、陽性の場合には政府指定の隔離施設(10日間)での隔離が行われます。同検査と隔離施設宿泊の経費は自己負担になります。

(5) 旅行者は、海外旅行保険の加入及びCOVID-Alertアプリ(Covid Alert SA)のダウンロードが推奨されています。

### 3 南アからの出国

(1) 12月25日、日本政府は、南アに対する新たな水際対策措置を決定しました。

●南アから帰国する日本人については、新たに出国前72時間以内の検査証明を求める(12月29日の帰国者から当分の間)

●日本への帰国・再入国を前提とする南アへの短期渡航を当分の間、自粛するよう改めて要請する。

●12月26日以降、南アからの入国者については、検疫所長の指定する場所での待機を求める。その上で、入国後3日目において、改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の自宅等での待機を求めることとする。



## 在南アフリカ共和国日本国大使館

Embassy of Japan in South Africa

\*南ア政府からの情報は予告なく変更される場合がありますので最新の情報入手に努めてください。

新たな水際対策措置の詳しい内容は右のリンクをご覧ください。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2020C089.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C089.html)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

(2) 南アでのPCR検査は、検査機関、ドラッグストア、医療機関で可能です。

ORタンボ空港において、国立保健検査サービス(www.nhls.ac.za)がモバイルラボを展開しています(渡航のためのPCR検査可能)。

(検査実施機関の例)

<http://www.lancet.co.za/corona-virus-info-hub/>

<https://www.ampath.co.za/>

<https://www.dischem.co.za/dis-chem-covid-19-drive-through-testing-stations>

なお、最近の検査対象者数増加に伴い、非常に混み合っており、検査予約がとりにくい、結果を得るまでに24時間以上の時間がかかるケースもあるようですので、事前によく確認してください。

(3) 一部の航空会社は、南ア出発フライト便の搭乗手続きに際して、成田空港到着乗客を対象に、日本の厚生労働省のオンライン(検疫)質問票を登録した際に受信するQRコードの提示を求めています。この申告は、本来日本入国時に行うものですが、前もって登録やチェックイン時に求められて登録することも可能ですが、必ず日本到着時の状況を踏まえて修正入力を行ってください(虚偽の申告をした場合罰則規定がありますので注意してください)。

<https://arqs-qa.followup.mhlw.go.jp/#/>

(厚労省オンライン質問票)

4 (1) 南ア内務省は、ロックダウン期間中に失効した合法的なビザの有効期限の救済措置を2021年3月31日まで延長すると発表しました。ビザの有効期限が満了していても自国に向けて南アを出国する場合は、望ましくない人物(南ア再入国禁止)に指定されることなく出国できる由です。

<https://www.gov.za/covid-19/about/alert-level-3-during-coronavirus-covid-19-lockdown>

(上記官報(7)参照)

(2) 南ア内務省は、ロックダウン期間中に失効した、また2021年6月30日までに失効するICT(Intra-Company Transfer)ビザ保有者に対する救済措置も発表しております。詳細は以下をご確認の上、最寄りの内務省またはVFSにご確認ください。

<http://www.dha.gov.za/index.php/notices/1388-temporary-visa-concession-for-holders-of-intra-company-transfer-visas-currently-resident-in-the-republic-of-south-africa>

(3) 南ア国内でのビザ更新の受付はVFS社を通じて申請受付が開始され、国外の南ア大使館等でもビザ申請受付が開始されています。

5 エスワティニ及びレソトの入国(\*感染危険情報を確認してください)

エスワティニ

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo\\_281.html#ad-image-0](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_281.html#ad-image-0)

レソト

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo\\_130.html#ad-image-0](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_130.html#ad-image-0)

●エスワティニでは、新規感染者数の急増を受け、1月9日から感染対策措置が強化されました。この強化措置において、エスワティニへの外国人の出入国が大幅に制限されます。

●レソトでは、1月14日からレッド・ステージ(レベル5の感染症対策)に移行し、出入国は、必要不可欠な物資・サービス、外国人労働者、医療目的(許可証所持)、親・子供・兄弟姉妹・祖父母の葬儀を目的とした場合を除き不可。なお、旅行前72時間以内のPCR検査の陰性証明の携行が必要です。



## 在南アフリカ共和国日本国大使館

Embassy of Japan in South Africa

\*南ア政府からの情報は予告なく変更される場合がありますので最新の情報入手に努めてください。

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

[https://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

(関連最新情報)

<https://www.za.emb-japan.go.jp/files/100041885.pdf>

(Q&A)

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※南ア政府が所管する情報は予告なく変更されたりする場合がありますので、南ア政府の公式なホームページ等より最新の情報入手に努めてください。

\*\*\*\*\*

【問い合わせ先】 在南アフリカ日本国大使館

HP：[http://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

住所：259 Baines St, Cnr Frans Oerder St, Groenkloof, Pretoria

電話：+27 12 452 1500 領事・警備

\*\*\*\*\*